

区分	種目【基準額】	障害及び程度	備 考	耐用年数
① 介護・訓練支援用具	特殊寝台 【159,200円】	下肢又は体幹の障害が1,2級の者又は難病患者で寝たきりの状態にあるもので、原則として学齢児以上のもの	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として頭部及び脚部の傾斜角度を調整できるもの	8
	特殊マット 【19,600円】	次のいずれかに該当する者 (1)下肢又は体幹の障害が1級の常時介護を要する障害者、下肢又は体幹の障害が1,2級の障害児、又は難病患者で寝たきりの状態にあるもので、原則として3歳以上のもの (2)児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者又は知的障害児と判定された者で、障害の程度が重度又は最重度であるもの（以下この表において「療育手帳A等所持者」）	じょくそうの防止又は失禁による汚染若しくは損耗を防止できるもの	5
	特殊尿器 【67,000円】	下肢又は体幹の障害が1級の常時介護を要する者又は難病患者で自力で排尿できないもので、原則として3歳以上のもの	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	5
	入浴担架 【82,400円】	下肢又は体幹の障害が1,2級の入浴に介助を要する者で、原則として3歳以上のもの	リフト装置により、担架に乗せたまま入浴させるもの	5
	体位変換器 【15,000円】	下肢又は体幹の障害が1,2級の下着交換等に介助を要する者又は難病患者で寝たきりの状態にあるもので、原則として学齢児以上のもの	体位を変換させるもので、介助者が容易に使用し得るもの	5
	移動用リフト 【159,000円】	下肢又は体幹の障害が1,2級の者又は難病患者で下肢又は体幹機能に障害があるもので、原則として3歳以上のもの	介護者が移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4
	訓練いす（障害児のみ） 【33,100円】	下肢又は体幹の障害が1,2級の者で、原則として3歳以上18歳未満のもの	原則として附属のテーブルをつけるもの	5
	エアーマット 【82,400円】	障害等級が1,2級の者	じょくそうの防止のため、エアーマットと送風装置からなるもの	5
② 自立生活支援用具	入浴補助用具 【90,000円】	下肢又は体幹機能に障害がある者又は難病患者であって、入浴に介助を要する者で、原則として3歳以上のもの	入浴時の移動、座位の保持及び浴槽への入水を補助できるもので、障害者、障害児又は介助者が容易に使用し得るもの	8
	便器 【9,850円】	下肢又は体幹の障害が1,2級の者又は難病患者で常時介助を必要とするもので、原則として学齢児以上のもの	容易に使用し得るもの。ただし、住宅改修を伴うものは除く。	8
	つえ 【木材のもの2,200円】 【軽金属のもの3,000円】 【夜行材付き410円加算】 (全面の場合は1,200円加算) 【外装に白・黄色ラッカーを使用260円加算】	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害があり、つえの使用により歩行機能が補完される者	T字状・棒状のもの	3
	移動・移乗支援用具 【60,000円】	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害があり、家庭内の移動又は移乗に介助を要する者又は難病患者で下肢が不自由なもので、原則として3歳以上のもの	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等 (1)障害の状態に応じた必要な強度と安定性をもつもの (2)転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具	8
	頭部保護帽 【12,160円】	次のいずれかに該当する者 (1)平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害があり、転倒等により頭部を強打するおそれのある者 (2)療育手帳A等所持者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3

	特殊便器 【151,200円】	次のいずれかに該当する者 (1)上肢の障害が1,2級の者又は難病患者で上肢機能に障害があるもので、原則として学齢児以上のもの (2)療育手帳A等所持者で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの	足踏みペダルで温水温風を出せるもの。ただし、住宅改修を伴うものを除く。	8
	聴覚障害者用火災警報器 【54,000円】	火災発生の感知及び避難が著しく困難な聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するもの	室内の火災を音の代わりに刺激臭、振動等で知らせ得るもの	8
	火災警報器 【15,500円】	次のいずれかに該当する者 (1)障害等級が1,2級の者で、火災発生時の感知及び避難が著しく困難な身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するもの (2)療育手帳A等所持者であるもの	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8
	自動消火器 【28,700円】	次のいずれかに該当する者 (1)障害等級が1,2級の者又は難病患者で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な身体障害者又は難病患者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するもの (2)療育手帳A等所持者であるもの	室内温度の異常上昇又は炎の接触で、自動的に消化液を噴射し初期火災を消火し得るもの	8
	電磁調理器 【41,000円】	次のいずれかに該当する者 (1)視覚の障害が1,2級の者 (2)療育手帳A等所持者で、18歳以上のもの	容易に使用し得るもの	6
	歩行時間延長信号機用小型送信機 【7,000円】	視覚の障害が1,2級の者で、原則として学齢児以上のもの	容易に使用し得るもの	10
	聴覚障害者用屋内信号装置 【87,400円】	聴覚の障害が2級の者で、18歳以上のもの	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10
③ 在宅療養等支援用具	透析液加温器 【51,500円】	腎臓機能障害3級以上の自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者で、原則として3歳以上のもの	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5
	ネブライザー（吸入器） 【36,000円】	呼吸器機能の障害が3級以上の者又は同程度の身体障害のある者又は難病患者で呼吸機能に障害のあるもの	容易に使用し得るもの	5
	電気式たん吸引機 【56,400円】	呼吸器機能の障害が3級以上の者又は同程度の身体障害のある者又は難病患者で呼吸機能に障害のあるもの	容易に使用し得るもの	5
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター） 【157,500円】	身体に障害がある者又は難病患者で、医師が必要と認めたもの	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、容易に使用し得るもの	5
	酸素ポンプ運搬車 【17,000円】	医療保険における在宅酸素療法を行う者で、18歳以上のもの	容易に使用し得るもの	10
	視覚障害者用体温計（音声式） 【9,000円】	視覚の障害が3級以上の者で、原則として学齢児以上のもの	容易に使用し得るもの	5
	視覚障害者用体重計 【18,000円】	視覚の障害が3級以上の者で、18歳以上のもの	容易に使用し得るもの	5
	視覚障害者用血圧計 【12,000円】	視覚の障害が3級以上の者で、18歳以上のもの	容易に使用し得るもの	5
④ 情報・意思疎通	携帯用会話補助装置 【98,800円】	音声言語の障害又は肢体不自由で、発声・発語に著しい障害を有する者	言葉を音声又は文章に変換することができる携帯式のもので、容易に使用し得るもの	5
	情報・通信支援用具 【100,000円】	上肢又は視覚の障害が1,2級の特別なソフトや入力機器等を使用しなければパソコン操作が困難な者で、原則学齢児以上のもの	容易に使用し得るもの	5
	点字ディスプレイ 【383,500円】	視覚の障害が1,2級の者で、18歳以上のもの	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6

支援用具	点字器（標準型） 【真ちゅう板製10,400円】 【プラスチック製6,600円】	視覚の障害がある者	容易に使用し得るもの	7
	点字器（携帯用） 【アルミニウム製7,200円】 【プラスチック製1,650円】	視覚の障害がある者	容易に使用し得るもの	5
	点字タイプライター 【63,100円】	視覚の障害が1,2級で、本人が就労し、若しくは就学している、又は就労が見込まれる者	容易に使用し得るもの	5
	視覚障害者用 ポータブルレコーダー （録音再生機） 【89,800円】	視覚の障害がある者で、原則として学齢児以上のもの	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者又は視覚障害児が容易に使用し得るもの	6
	視覚障害者用 ポータブルレコーダー （再生専用機） 【48,000円】	視覚の障害がある者で、原則として学齢児以上のもの	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者又は視覚障害児が容易に使用し得るもの	6
	視覚障害者用 ポータブルレコーダー （地上デジタル放送対応ラジオ）	視覚の障害が1,2級の者で、原則として学齢児以上のもの	地上デジタル放送の音声を受信できる機能を有するもので、視覚障害者又は視覚障害児が容易に使用し得るもの	5
	視覚障害者用活字 文書読上げ装置 【115,000円】	視覚の障害が1,2級の者で、原則として学齢児以上のもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	6
	視覚障害者用読書器 【239,000円】	視覚の障害があり、本装置により文字等を認識することが可能になる者で、原則として学齢児以上のもの	画像入力装置を読みたい物の上に置くことで、簡単に拡大された画像をモニターに映し出せるもの又は活字を読み取り音声で読み上げるもの	8
	視覚障害者用時計 【触読式 10,300円】	視覚の障害が1,2級の者で、18歳以上のもの	容易に使用し得るもの	10
	視覚障害者用時計 【音声式 13,300円】	視覚の障害が1,2級の18歳以上のもの	容易に使用し得るもの	10
	聴覚障害者用通信装置 【71,000円】	聴覚障害を持つ者又は発声・発語に著しい障害を有する者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	一般電話に接続ができ、音声の代わりに文字等により通信が可能となるもので、容易に使用し得るもの	5
	聴覚障害者用 情報受信装置 【88,900円】	聴覚障害を持つ者で、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信することができるもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの	6
	人工喉頭 【笛式 5,000円】 （気管カニューレ付き3,100円加算）	喉頭摘出した者	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	4
	人工喉頭 【電動式 70,100円】 （電池又は充電器を含む。）	喉頭摘出した者	顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	5
⑤排泄管理支	点字図書	主に情報の入手を点字によっている視覚障害を持つ者	点字により作成された図書	
	視覚障害者用色彩案内装置 【126,000円】	視覚の障害が1級で、中途失明者のみの世帯に属する者	色彩を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	5
	ストーマ装具（蓄便袋） 【8,900円】	腸管の切除によって肛門からの排便が困難となり、腹部に人工肛門を設け排せつを行っている者	低刺激性の粘着剤を使用する密封型又は下部開放型の収便袋	
	ストーマ装具（蓄尿袋） 【11,700円】	ぼうこうの切除によってぼうこうからの排尿が困難となり、腹部に人工ぼうこうを設け排せつを行っている者	低刺激性の粘着剤を使用する密封型の収尿袋で尿処理用のキャップが付いているもの	

（白山市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱別表）

援 用 具	紙おむつ等 （紙おむつ、洗腸用具、サ ラシ、ガーゼ等衛生用品） 【12,000円】	次のいずれかに該当する者 (1)ぼうこう又は直腸の機能に障害がある者で、 ストーマ装具を装着できないもの (2)肢体不自由（上肢の障害を除く。）の程度が2 級以上の者で、排尿又は排便の意思表示が困 難なもの		
	紙おむつ等 （重度知的障害児用） 【12,000円】	療育手帳A等所持者で、原則として3歳以上18歳に達 する日以後最初の3月31日までの、排尿又は便意の 意思表示が困難なもの		
	収尿器 【男性用(普通型)7,700円】 【男性用(簡易型)5,700円】 【女性用(普通型)8,500円】 【女性用(簡易型)5,900円】	せき髄損傷等の排尿障害のある者	収尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置を付ける もの	1
⑥ 住 宅 改 修 費	居住生活動作補助用具 【200,000円】	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害（多動機能障害に限 る。）を有し、個別の障害等級が3級以上の者（特 殊便器への取替えを行う場合にあっては、上肢の障 害が2級以上の者）又はこれに準ずる難病患者で、 原則として学齢児以上のもの	障害者、障害児の移動等を円滑にする用具で設置に小 規模な住宅改修を伴うもの	